

寄稿

犯罪被害者等早期援助団体等 と警察

警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長 ● 滝澤 依子

冒頭に、紙面をお借りして、第一線で犯罪被害者支援に取り組んでいらっしゃる皆様に、心よりの敬意を表させていただきます。

改めて言うまでもありませんが、全国被害者支援ネットワークには、各都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けた団体及びその指定を目指す団体が加盟されています。

犯罪被害者等早期援助団体に関する規定は、平成13年、当時の犯罪被害者等給付金支給法の改正により設けられました。これは、犯罪被害者が被害直後の早い段階から、危機介入的な支援を受けることの重要性を踏まえ、導入された制度です。

なお、この時の改正により、犯罪被害者等早期援助団体に関する規定のほか、警察が犯罪被害者支援に努めなければならないことなどの規定が加えられ、犯罪被害給付制度に関してのみならず警察における総合的な犯罪被害者支援を推進するための法律として位置づけられることとなり、題名も「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」と変更されています。

その後、平成14年5月に、被害者支援都民センターが初の犯罪被害者等早期援助団体として指定され、本年4月末現在では44の団体が指定をされるに至っています。

各都道府県公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体等の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言等の措置を執ることとなっています。具体的には、国家公安委員会告示である「犯罪被害者等の支援に関する指針」において示されており、被害者支援に従事される方々の知識・技能の向上のための情報提供、関係機関・

団体との連携を充実・強化する上で役立つような情報提供、財政的援助などの基盤整備、広報啓発活動への協力等、多岐に亘っています。（この「犯罪被害者等の支援に関する指針」を定めるに当たっては、現・全国被害者支援ネットワーク理事の山上皓先生を座長とする有識者会議を開催し、盛り込むべき内容についての意見をいただいています。）

指針において求められている助言等を行うに当たり、公安委員会として留意しておくべきこととして、「関係機関・団体との連携」「保秘の徹底」と並んで、犯罪被害者等早期援助団体を始めとした民間の支援団体の自主性の尊重の重要性があげられています。民間の支援団体は、警察などの公的な機関のみでは対応することができない、各地域に根ざしたきめ細かな支援を提供できる存在として、大きな意義があり、また、期待もされているところです。したがって、その活動の促進に当たっても、団体の自主性が尊重されることが必要であり、公安委員会による助言・指導が必要以上に団体を拘束することがないようにしなければなりません。

一方で、犯罪被害者のために欠かせない団体として十分な活動をしていただくためのバックアップは上記のとおり行わなければならない、この点のバランスを適切にとることが求められていると言えます。

それぞれの地域によって、あるいは、課題によって、その「適切なバランス」のあり方は異なっているかと思いますが、顔の見える信頼関係を築き、共に課題に取り組む例を積み重ねることで、実のある連携を行っていくことができるものと考えています。

発行：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク